

社会福祉法人翠明社役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翠明社（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、その地位のみに基づいては支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の当法人の職員又は北大阪医療生活協同組合の職員が役員等の場合には支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

5,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

5,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。